Sustaina KASAMA

このコーナーでは、市の環境に関する取り組みや、くらしに役立つ情報を紹介します。
○Sustaina（サステナ）には、「持続可能な～」という意味を込めています。

家電リサイクル法の対象品目は、市で収集・処分できません。

家電リサイクル法とは…

家庭などから出た家電製品から有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効活用を推進するための法律です。

家電リサイクル法の対象品目は、リサイクルが義務付けられているため、市で収集・処分できません。処分方法を確認し、適切な処分をしましょう。

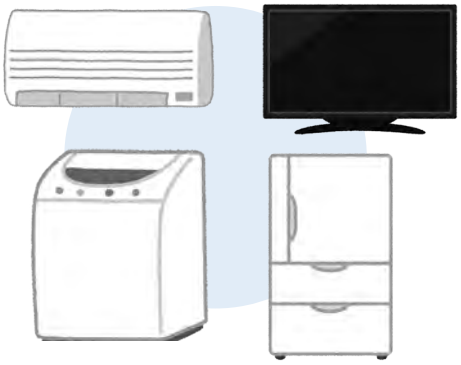

【対象品目】

○エアコン
○テレビ（液晶式・有機ＥＬ式・ブラウン管・プラズマ式）
○冷蔵庫・冷凍庫
○洗濯機・衣類乾燥機

【処分方法】

1．過去に購入した販売店に引き取ってもらう。
2．新しく製品を買い替えるときに、販売店に引き取ってもらう。
3．購入した販売店が廃業した場合や、遠方にあるため引き取りを依頼できない場合、近隣の家電量販店に相談し引き取ってもらう。
4．郵便局でリサイクル券を購入してから、指定引取場所に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して搬入する。（※）

【家電リサイクル法についての問い合わせ先】

処分方法、リサイクル料金、運搬方法などは、「家電リサイクル券センター」へお問い合わせください。

▼家電リサイクル券センター
・TEL.0120-319640（フリーダイヤル）
・TEL.03-5249-3455（有料）ＩＰ電話などフリーダイヤルにつながらない場合
受付時間：午前９時～午後６時（平日）

【ごみとして処分する前に、「おいくら」で売却してリユースにつなげてみませんか？】

「おいくら」は株式会社マーケットエンタープライズが運営する、複数の買取価格を比較して手間なく売却ができるサービスです。

※「指定引取場所」や「一般廃棄物収集運搬許可業者」、「おいくら」については、左下の二次元コード（市ホームページ）をご確認ください。

市ホームページ

おいくら?

問 資源循環課（内線129）